

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項第2号に基づく開示事項)

2025年4月1日

ノリタケ株式会社
ノリタケ伊勢株式会社

2025年4月1日

愛知県名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
ノリタケ株式会社
代表取締役 東山 明

三重県度会郡大紀町打見670番地5
ノリタケ伊勢株式会社
代表取締役 篠原 一浩

吸収分割に係る事後開示事項

ノリタケ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及びノリタケ伊勢株式会社（旧商号：ノリタケ伊勢電子株式会社）（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025年2月5日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2025年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として、吸収分割会社が営む厚膜回路基板及び転写紙の製造・販売に係る事業並びに蛍光表示管の販売に係る事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年4月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

会社法第784条の2に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はいませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定する場合（簡易吸収分割）に該当し、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項ただし書きの規定により同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っていません。

（3）会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本吸収分割においては、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っていません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第796条第1項の規定する場合（略式吸収分割）に該当し、会社法第797条第3項の規定により同条の規定による手続は不要であるため、かかる手続は行っていません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年2月20日付けの官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本効力発生日をもって、本吸収分割に基づき、吸収分割会社の厚膜回路基板及び転写紙の製造・販売に係る事業並びに蛍光表示管の販売に係る事業に関して有する権利義務を承継しました。なお、吸収分割承継会社が、吸収分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：841百万円

承継負債の額：252百万円

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記は、いずれも2025年4月1日以降速やかに申請する予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上